

# 保険診療による生殖補助医療を検討中の患者様へ

公的保険制度においては、保険の算定要件が厳格に決められており、適応の可否について厳しく判断されます。生殖補助医療（体外受精、顕微授精、凍結胚移植等）の保険適応に当たっても例外ではなく、既定の手続き、適応等を遵守した実施が求められます。保険診療による生殖補助医療をご希望される患者様につきましては、保険算定要件を満たすため、以下の必要書類のご準備をお願いいたします。

- 1, 前医の診療情報提供書（前医治療歴のある方、前医で不妊症の診断を受け当院へ転院された方）
- 2, 生殖補助医療実施回数証明書（当院書式 前医へ記入をお願いしていただきます）
- 3, 婚姻関係についての確認書（当院書式）および、婚姻の事実の確認および重婚ではないことを証明する戸籍謄本（3カ月以内）

事実婚の方で保険診療を希望される方は上記に加えて、

- 4, 出生児を認知する意向についての誓約書（当院書式）
- 5, 事実婚を確認するための同居を証明する住民票または事実婚関係にあることの誓約書（当院書式）

法律婚の方については、上記 1,~3, の必要書類をご準備下さい。

事実婚の方については、上記 1,~5, の必要書類をご準備下さい。

上記全ての書類がそろった段階で、治療計画の策定に入ります。